

令和3年度青森県看護協会介護施設における  
看護職員の資質向上推進事業実施要領  
【青森県介護従事者確保対策事業費補助事業】

1. 目的

令和3年度青森県看護協会介護施設における看護職員の資質向上推進事業（以下、「令和3年度青森県看護協会認定看護師派遣事業」という。）は、県内の介護施設の看護職員が専門的で熟練した看護技術と知識を習得し実践できるよう施設に認定看護師を派遣し、介護現場で研修・助言・指導等を行うことにより、介護施設全体のケアの質を高める。

2. 実施主体

公益社団法人青森県看護協会

3. 実施期間

令和3年6月～12月とする。

4. 派遣先

認定看護師の派遣を希望する県内の特別養護老人ホームおよび介護老人保健施設

5. 対象者

県内の特別養護老人ホームおよび介護老人保健施設に勤務する看護職等  
（当協会会員・非会員は問わない）

6. 派遣する認定看護師の分野

(1)感染管理 (2)皮膚・排泄ケア (3)認知症看護 (4)糖尿病看護 のいずれか1分野

7. 事業概要

- (1)事業実施に伴う関係者への説明会
- (2)事業の実施
- (3)事業実施報告会
- (4)その他（事業実施にあたり必要と思われるもの）

8. 活動内容

- (1)派遣先での研修や指導・助言
- (2)1回の実施時間は60分～180分
- (3)認定看護師が施設に出向くのは最大4回まで（打合せを含む）

9. 申込み方法

別に定める「令和3年度青森県看護協会認定看護師派遣事業申込書」に必要事項を記入し、FAXまたはメールにより申込む。申込様式は当協会ホームページからダウンロードできる。

10. 募集期間

令和3年5月末までとする。

11. 費用

無料。ただし、事業実施期間中における資料作成等に係る経費は施設の負担とする。

12. 手続き等

申込書受理後、当協会より日時や派遣する認定看護師を連絡する。また、派遣日ごとに別に定める「認定看護師派遣事業実施報告書」を速やかに提出することとする。

13. 事業運営

- (1) ニーズに合う内容とするため、事前に派遣予定の認定看護師と打ち合わせを行う。
- (2) 研修に伴う資料印刷、会場準備、当日の運営等は施設側で行う。
- (3) 研修実施後は速やかに「認定看護師派遣事業実施報告書」を提出する。
- (4) 認定看護師の派遣に係る謝金・交通費等の経費については当協会の規程により支給する。

附 則

この要領は、令和3年4月28日より施行する。